

医療ガス設備設置工事 仕様書

1. 工事概要

目的： 秋田県立医療療育センターの医療ガス設備の安全性並びに機能を維持させ、院内に安定した医療ガスを供給し、安全かつ良好な医療環境を維持するため、当センターの医療ガス安全管理委員会のもと、医療ガス設備設置工事について以下の通り行う。

2. 履行期限 契約締結日の翌日より令和4年10月31日まで

3. 履行場所 秋田市南ケ丘一丁目1番2号 秋田県立医療療育センター ボンベ庫内

4. 工事内容

- ・医療ガスマニフールド設置(液体酸素容器用)及び酸素メインバルブ廻り更新
- ・既設酸素マニフールド移設並びに仕様変更に伴う一部機器更新工事
- ・マニフールド電源盤新設工事

5. 工事詳細 別紙仕様書及び別紙図面の通り

6. 工事業務

- (1) 使用する機器は、当センター内にある警報盤と互換性がある製品を使用すること。
- (2) 本工事及び更新・設置される機器設備、完成後の検査は日本産業規格(JIS T 7101)の規格を満たすものであること。
- (3) 受注者(以下、「乙」という。)は作業計画書を作成し、これを発注者(以下、「甲」という。)に提出し、甲の承諾を受けること。
- (4) 本工事の際に発生する酸素ガス供給停止時は甲、乙協議の上、場合により酸素ガス仮設供給を行う事とする。
- (5) 工事の結果、異常を発見した場合には、直ちに適切な処置を行い、障害発生を防止するとともに、甲にその結果を報告すること。
- (6) 本工事に使用する消耗品は乙の負担とする。
- (7) 本仕様書に記載無き部品、製品の交換が必要になった場合、費用は甲の負担とする。
- (8) 緊急時には、速やかに対応を行うこと。その場合の費用は、甲乙協議の上決定する。
- (9) その他 監督責任者の指示による。

7. 業務内容の報告書及び記録

- (1) 作業内容の報告書及び記録は業務終了後速やかに提出し、甲の承諾を受けること。
- (2) 乙は、甲の求めがあった場合、甲が開催する医療ガス安全管理委員会に参加し、業務内容の報告を行うこと。
また、必要に応じて良好な状態を維持するための改善提案を行うこと。

8. 保証等 不具合が発生した場合は作業者の責任において速やかに対応すること。

別紙仕様書

設備の設置場所

住 所 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号

名 称 秋田県立医療療育センター

設備詳細

名 称	仕 様	数 量
可搬式液化酸素供給装置 (自動切替式)	供給装置本体 (1列4本立、供給圧:440KPa)	1式
	蒸発器 (20m ³ /hr)	2式
	バルブ付きフレキシブルチューブ	8本
	ポンベ転倒防止架台	1式
酸素マニフォールド (既存製品)	供給装置本体 (2列8本立、既存製品変更)	1式
	同上用支持架台	1式
マニフォールド電源盤	警報用電線配線(GAC100V 5A)	1式
床排水口	水たまり防止用	1式